乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｱ) 立軸斜流型の揚排水ポンプ設備の新設工事又は更新（ただし、ポンプ本体を含むものに限る）工事

※１　自ら製作及び据付とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプ設備を現地に据付し、試運転までを実施した場合とする。

※２　更新工事とは、既設ポンプ設備を撤去し、新設ポンプ設備を据付する工事

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成15年度以降に元請として自ら製作及び据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が平成15年度以降に元請として製作及び据付を行い完成し、引渡しが完了した下記(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｲ) 揚排水ポンプ設備の新設又は更新（ポンプ本体を含むものに限る）工事

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事（旧地方建設局発注の工事を含み、港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

ただし、現地での据付期間については、専任で配置できること。

なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよいが、同一でない場合は、それぞれが次の基準を満たすこと。ただし、製作現場（工場）の配置予定技術者は、下記(b)の同種工事の経験は必要としない。

(a) 機械工学、建築学または電気工学に関する学科を卒業後、高校は５年以上、大学・短大・高専は３年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b) 平成15年度以降に元請として据付を行い完成し、引渡しが完了した上記(4)(ｱ)の要件（ただし、「製作」の実績を除く。）を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c) 配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(e) 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に配置（現地での据付期間については専任で配置）できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事に配置（現地での据付期間については専任で配置）できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(6) 本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。（入札説明書参照）。

(10) 入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 入札に関する事項

(a) 「社会的要請への対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

・ポンプ設備の維持管理（ライフサイクルコスト低減）を容易にさせるための工夫とその効果

・ポンプ設備の異常（ハード、ソフト含）を早期に発見するための工夫とその効果

(b) 「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

(ｱ) 施工体制確保の確実性

(ｲ) 品質確保の実効性

(c) 総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ) 上記(a)及び(b)の内容が適正であること。

(ｳ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2) 提案について

(a) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ポンプ設備の維持管理（ライフサイクルコスト低減）を容易にさせるための工夫とその効果」についての評価の配点は40点とし、「ポンプ設備の異常（ハード、ソフト含）を早期に発見するための工夫とその効果」についての評価の配点は20点とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。